

公共船着場使用のしおり

平成 26 年 4 月

大阪市経済戦略局
NPO法人大阪水上安全協会

大阪市内河川公共船着場の使用について
(公共船着場の窓口一元化)

1 趣旨

大阪府及び大阪市が設置・管理する公共船着場の使用にあたっては、管理者ごとに別々に使用手続を行う必要がありましたが、平成 19 年度における窓口一元化の試行実施を経て、平成 20 年度から本格運用を開始しております。

2 対象船着場

- ・『大阪ドーム岩崎港』、『大阪ドーム千代崎港』、『大阪国際会議場前港』、『湊町船着場』、『太左衛門橋船着場』、『八軒家浜船着場』、『福島港(ほたるまち港)』、『日本橋船着場』、『大阪市中央卸売市場前港』、『ローズポート』
(別紙の船着場箇所図を参照ください。)

3 使用方法

(1)申込方法

- ①予約の申込はNPO法人大阪水上安全協会又は大阪市経済戦略局で受付します。
- ②申込の受付は、原則として使用日の属する月の3ヶ月前の1日から開始します。
- ③様式1(船着場使用届)に必要事項を記入のうえ、電話、FAXあるいは電子メールで予約申込してください。なお、使用日の属する月の3ヶ月前の1日に申し込まれた予約について、使用日時・使用船着場が重なった場合は、既承認の日時を除き、大阪市が定める下記の優先順位により使用者を決定します。

【優先順位】

1. 海上運送法第2条第5項に基づく一般旅客定期航路事業を行う船舶
2. 〃 第21条第1項に基づく旅客不定期航路事業を行う船舶
3. 13名未満の旅客定員を有する船舶による遊覧
4. プレジャーボート等

(2)受付期間・時間

受付期間：使用日の前日の午前11時まで

ただし、湊町船着場・太左衛門橋船着場・日本橋船着場は、使用日の3日前の午前11時まで

受付時間：午前10時から午後5時まで

(3)鍵の受渡し(大阪国際会議場前港は除く)

原則として、使用日の前日に協会鍵を受取り、翌日に鍵を返却してください。

(4) 予約の取消

予約の取消は、使用日の2日前までに電話、FAX、電子メールのいずれかで連絡してください。

(5) 管理運営協力金の納入

船着場の使用に際しては、船着場の運営管理・安全管理・維持管理及び補修を目的として、管理運営協力金の納入をお願いしています。ご協力いただける方は、次のとおり、使用目的や頻度等に応じ、管理運営協力金をNPO法人大阪水上安全協会へ納入してください。なお、納入の方法等については、同協会にお問い合わせください。

管理運営協力金

項目	内容
対象船着場	大阪ドーム岩崎港、大阪ドーム千代崎港、大阪国際会議場前港、湊町船着場、太左衛門橋船着場、八軒家浜船着場、福島港(ほたるまち港)、日本橋船着場、大阪市中央卸売市場前港 ローズポート
金額 (税込)	<p>■営業目的</p> <p>{</p> <ul style="list-style-type: none">・旅客定員13名以上 : 2,000円/回・旅客定員12名以下 : 500円/回 <p>※使用頻度が特に多い使用者については、使用回数に応じ次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・年間2,500回を越える使用 : ① 1,543,000円/年 ② 720,000円/年・年間1,000回を超え2,500回までの使用 : ① 1,029,000円/年 ② 411,000円/年・年間350回を超え1,000回までの使用 : ① 720,000円/年 ② 180,000円/年 <p>※①: 旅客定員13名以上、②: 旅客定員12名以下</p> <p>■営業目的以外</p> <ul style="list-style-type: none">・100円/回

※予約の申込・取消や鍵の受渡等は、土曜日、日曜日、祝日除く午前10時から午後5時までにお問い合わせください。

4 禁止行為

以下の行為は禁止です。禁止行為を行った使用者は、以後の使用を制限する場合があります。

- (1) 10分を超える係留
- (2) 船着場を損傷する行為
- (3) 船着場周辺の住民の迷惑となるような行為
- (4) 船着場及びその周辺における集客行為
- (5) 船着場における火気の使用
- (6) 船着場に油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
- (7) 船着場での物品の販売、募金等
- (8) その他、河川管理上支障をきたすおそれのあること

5 使用に伴う注意事項

- (1) 太左衛門橋船着場を使用する船舶は、最大全幅 4.7m までの船舶に限ります。
- (2) 大阪国際会議場前港の門扉は 24 時間開放しており、第三者が施設内に入ることもあるため、同港を使用する場合は、乗員、乗客の乗降時以外は、必ず、船着場乗降口の柵を閉鎖してください。短時間に限りやむを得ず柵を開放する場合は、必ず、監視人員を配置し、十分注意してください。
- (3) 河川管理者から、河川管理上、公益上またはその他の理由により、船着場の使用中止の要請があった場合、使用を中止します。
- (4) 付近を航行する船舶から、機関の故障や旅客の急病などの非常事態により船着場への係留要請があった場合は、協力いただきます。
- (5) イベントの開催等により、河川管理者が、自ら船着場を管理運営する必要があると認めた場合、河川管理者が使用の受付をします。

【連絡先】

■NPO 法人大阪水上安全協会

住所：大阪府中央区北浜東 1 番 2 号

(地下鉄谷町線・京阪電車 天満橋駅下車 八軒屋浜船着場西側
「川の駅」はちけんや内)

TEL：06-6942-7788

FAX：06-7506-9079

E-mail：sanba-sin@suijo-bus.jp

■大阪府経済戦略局観光部観光課水辺魅力担当

住所：大阪府住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 3 7 階

TEL：06-6210-9315

FAX：06-6210-9316

E-mail：ga0021@city.osaka.lg.jp

※受付時間は、午前 10 時から午後 5 時までです。

(ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付できません。)

